

2016年12月21日

会社名：ワイ・ティー・エル・コーポレーション・
バーハッド
(YTL Corporation Berhad)
代表者名：取締役社長 タン・スリ・ダト(ドクタ
ー)フランシス・ヨー・ソック・ピン
(Tan Sri Dato' (Dr) Francis Yeoh Sock
Ping, Managing Director)
(コード番号：) 1773 東証1部(外国)
問合せ先：東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 森下 国彦
TEL 03-6888-1000

2016年7月27日付け「条件付株式交換の提案に関するお知らせ」の経過について

【ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド(「当社」)は2016年9月8日、9月9日、9月14日、9月19日、9月21日、9月26日、9月28日、9月30日、10月5日、10月7日、10月11日、10月13日、10月14日、10月17日、10月19日、10月24日、10月27日、10月28日、11月25日及び12月16日に英文のプレスリリースを行いました。以下はその内容をまとめたものです。本リリースは2016年7月25日に開示したリリースに関連して開示するものです。】

【2016年9月8日、9月9日、9月14日、9月19日、9月21日、9月26日、9月28日、9月30日、10月5日、10月7日、10月11日、10月13日、10月17日、10月19日、10月24日、10月27日、12月16日のリリースのまとめ】

当社がワイ・ティー・エル・イーソリューションズ・バーハッドのすべての発行済み株式を取得するための無条件株式交換募集¹に関し、当社は9月8日から12月15日までに、対価として当社の1株0.10マレーシア・リングットの普通株式107,995,592株を1株1.65マレーシア・リングット²の発行価格、また当社の1株0.10マレーシア・リングットの普通株式8,572,575株を1株1.555マレーシア・リングットの発行価格で発行しました。

【10月14日付けリリースの抄訳】

CIMB インベストメント・バンク・バーハッド(「CIMB」)を通じて、当社がまだ所有していないワイ・ティー・エル・イーソリューションズ・バーハッド(「YTL e-Solutions」)の1株0.10マレーシア・

¹ 訳者注：当初は条件付株式交換募集でしたが、条件であるブルサ・マレーシア証券取引所からの承認を取得し、条件が成就したことから、2016年8月29日付けで無条件株式交換募集となっています。

² 訳者注：10月28日付けリリースのとおり、発行価格は、1株1.65マレーシア・リングットから1.555マレーシア・リングットに調整されました。

リングットの議決権株式（「YTL e-Solutions 株式」）（自己株式を除く。）（「募集対象株式」）の全部を、1株0.55マレーシア・リングットの募集価格で取得する無条件株式交換募集（「本件募集」）——対価は、1株0.10マレーシア・リングットの当社の株式（「当社株式」）を1.65マレーシア・リングットの発行価格で発行（「対価株式」）することにより支払い、募集対象株式1株につき対価株式約0.333株の交換比率となります——について

上記及び2016年8月15日付けの募集書類（「本件募集書類」）に基づき、下記のとおりご報告いたします。

当社を代理して、CIMBは、2016年10月14日の午後5時（マレーシア時間）で本件募集を締め切ったことをご知らせいたします。ブルサ・マレーシア証券取引所は、YTL e-Solutions株式の取引を、本件募集の締切日の5市場営業日後の10月24日付けで中止します。さらに、YTL e-Solutionsはブルサ・マレーシア証券取引所に上場廃止の申請書を提出し、同取引所から上場廃止することを申請しました。

さらに、資本市場及びサービス法（2007年）第222条(1)に従い、当社は2016年10月7日付けで本件募集に応募しなかったYTL e-Solutions株主の株式を強制的に取得する旨の通知を行い、応募しなかった株主が所有するすべての株式を強制的に取得することを伝えました。募集終了時にも、当社は強制取得を行うことができます。

強制取得は、応募しなかった株主による申請に基づき、本件募集書類に定める条件と同条件、または高等裁判所（High Court）が適切であると判断したその他の条件で実行されます。

企業買収・合併に関するマレーシア法（2010年）の第26条(1)に従って、2016年10月14日午後5時（マレーシア時間）現在のYTL e-Solutions株式に関する本件募集の応募状況は下表のとおりです。

| | YTL e-Solutions 株式数 | % ⁽¹⁾ |
|--|------------------------|------------------|
| 2016年8月15日現在の本件募集書類の掲示（「掲示日」）時点で当社が保有していたYTL e-Solutions株式 | 997,090,300 | 74.12 |
| 掲示日から2016年10月14日午後5時（マレーシア時間）までの間に応募のあったYTL e-Solutions株式 | 323,334,151 | 24.03 |
| 掲示日から2016年10月14日午後5時（マレーシア時間）までに取得された、または取得の合意があったYTL e-Solutions株式（応募のあったYTL e-Solutions株式を除きます。） | - | - |
| 2016年10月14日現在、当社が保有するTotal YTL e-Solutions株式 | 1,320,424,451 | 98.15 |
| 応募書類が受領／確認されていないが、2016年10月14日午後5時（マレーシア時間）までに当社のCDS口座に移動されたYTL e-Solutions株式 | 656,801 | 0.05 |

注:

(1) 2016年10月14日現在のYTL e-Solutionsの発行済み普通株式1,350,000,000株に基づいており、4,676,000株の自己株式を除きます。

【10月28日付けリリースの抄訳】

2016年8月25日に、当社は、2016年6月30日に終了した会計年度について、当社株式1株あたり0.095マレーシア・リンギットの間配当（シングルティア方式）を宣言しました。当該配当の権利確定日は2016年10月31日です（「配当権利確定日」）。2016年10月7日に、当社は資本市場およびサービス法（2007年）第222条(1)に基づき、株式交換に応じなかったYTL e-Solutionsの株主（「反対株主」）に対して強制取得の通知を行い、本件募集書類に定める条件と同様の条件で、反対株主の所有する募集対象株式を強制的に取得することを通知しました（「本件強制取得」）。予期せぬ事態が発生した場合を除き、本件強制取得は配当権利確定日以降、2016年12月末までに実行される予定です。

本件募集書類の定める条件に従って、配当権利確定日後に発行される対価株式の発行価格は、1株1.65マレーシア・リンギットから1.555マレーシア・リンギットに調整されます。その結果、本件募集に関連して（以前に発表した合計116,077,900株の当社新規株式に加え）最大493,689株³の当社株式が追加で新規に発行されます（「追加株式」）。

上記に加えて、CIMBは本日、当社を代理して、ブルサ・マレーシア証券取引所に対し、追加株式の上場及び株価の申請を提出しました。

【11月25日付けリリースの抄訳】

本件募集に関して、ブルサ・マレーシア証券取引所に対して、当社の1株0.10マレーシア・リンギットの株式（「当社株式」）の新株の追加発行の上場及び株価の申請を行った旨の2016年10月28日付けのリリースについてご報告します。

当社を代表して、CIMBは、ブルサ・マレーシア証券取引所が、下記を条件として、本件募集に関連して、最大493,689株の当社株式の上場及び株価を承認したことをご報告いたします。

- (i) 当社及びCIMBは本件募集の実行に関して、ブルサ・マレーシア証券取引所のメインマーケット上場規則の該当する規則を完全に遵守すること。
- (ii) 当社及びCIMBは本件募集が完了した時点で、ブルサ・マレーシア証券取引所に報告すること。
- (iii) 本件募集が完了した時点で、当社がブルサ・マレーシア証券取引所の承認の条件を遵守している旨の確認書面を提出すること。

【12月16日付けリリースの抄訳】

当社を代理して、CIMBは、当社が資本市場およびサービス法（2007年）第222条に基づき、残りのYTL e-Solutions株式の強制取得を完了したことを発表いたします。これをもって、YTL e-Solutionsは当社の完全子会社になりました。

³ 訳者注：この株式数は、株式発行につき授権された株式数であり、本件募集に関し実際に発行された株式については、本リリース1頁目の【2016年9月8日、9月9日、9月14日、9月19日、9月21日、9月26日、9月28日、9月30日、10月5日、10月7日、10月11日、10月13日、10月17日、10月19日、10月24日、10月27日、12月16日のリリースのまとめ】をご参照ください。